

桶川市土木工事における週休2日制モデル工事試行要領

(令和6年3月25日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、桶川市が発注する土木工事における週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）の試行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上（現場閉所率（現場閉所日の日数を対象期間の日数で徐することにより算定した割合をいう。以下同じ。）が28.5パーセント以上のものをいう。）を達成することをいう。
- (2) 対象期間 契約工期のうち、現場施工着手日（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等の実際に現場作業に着手する日をいう。）から現場施工完了日（後片付け及び清掃を除いた現場作業が完了した日をいう。）までの期間（年末年始、夏季休暇又は工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等をいう。）を含む。）をいう。
- (3) 現場閉所 対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通じて現場が閉所された状態（巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要となる作業のみを行う場合及び降雨、降雪等の天候の影響により予定外に現場を閉所した場合を含む。）をいう。
- (4) 現場閉所日 対象期間中に現場閉所を行う日のうち、現場代理人、監理技術者等の休日と連動した週休日（土曜日及び日曜日をいい、現場の特性等により他の曜日を週休日とし、又は祝日を週休日とした場

合は、その日を含む。)をいう。

(対象工事)

第3条 モデル工事の対象となる工事は、工事の種別、規模等を勘案し、発注者が選定するものとする。ただし、次に掲げる工事は、モデル工事としないことができる。

- (1) 出水期における工事、交通規制を伴う工事その他の竣工時期又は現場条件に制約が大きい工事
- (2) 緊急の随意契約を行う災害復旧工事、応急工事その他の緊急を要する工事
- (3) 単価契約方式による工事
- (4) 対象期間が1週間未満の工事
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、週休2日の実施が困難な工事

(発注方式)

第4条 モデル工事の発注は、次の各号のいずれかの方式によるものとし、工事の種別、規模等を勘案して発注者が選定する。この場合において、発注者は、別紙により入札公告及び特記仕様書に発注方式を明示するものとする。

- (1) 発注者指定型（発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。以下同じ。）
- (2) 受注者希望型（受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式をいう。以下同じ。）

(契約工期の設定)

第5条 発注者は、モデル工事の契約工期の設定においては、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受注者及び発注者の事務処理期間として、14日を上乗せするものとする。

2 モデル工事の契約工期の変更理由が次に掲げる場合であつて、受注者

の責によらないときは、発注者と受注者が協議の上、適切に契約工期の変更を行うものとする。

- (1) 受注者と発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した場合
- (3) 工事の中止又は一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
- (4) 資機材又は労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- (5) その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合

(経費の補正)

第6条 発注者指定型の工事においては、当初の予定価格において、次の表の左欄に掲げる経費にそれぞれ同表の右欄に定める補正係数（次項において「基準補正係数」という。）を乗じた補正を行うものとする。ただし、当該工事の施工後に現場閉所の達成状況を確認して4週8休に満たない場合は、基準補正係数に係る金額を請負代金額から減額して契約変更を行うものとする。

経 費	補正係数
労務費	1.05
共通仮設費	1.04
機械経費（賃料）	1.04
現場管理費	1.06

2 受注者希望型の工事においては、当初の予定価格において、基準補正係数を乗じた補正を行うものとする。ただし、当該工事の施工後に現場閉所の達成状況を確認して4週8休に満たない場合は、次の各号に掲げる閉所状況の区分に応じ、当該各号に定める補正係数と基準補正係数との差分に係る金額を請負代金額から減額して契約変更を行うものとする。

- (1) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25.0パーセント以上28.5パーセント未満のものをいう。第9条の表において同じ。） 次の表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める

補正係数

経 費	補正係数
労務費	1. 0 3
共通仮設費	1. 0 3
機械経費（賃料）	1. 0 3
現場管理費	1. 0 4

- (2) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4パーセント以上25.0パーセント未満のものをいう。第9条の表において同じ。） 次の表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる補正係数

経 費	補正係数
労務費	1. 0 1
共通仮設費	1. 0 2
機械経費（賃料）	1. 0 1
現場管理費	1. 0 3

（実施方法）

第7条 受注者は、受注者希望型の工事の場合にあっては、契約締結後速やかにモデル工事の実施の意向について、工事記録を用いて監督員と協議を行い、決定しなければならない。

2 受注者は、現場施工着手前に、次に掲げるとおりに対応しなければならない。

- (1) 週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出すること。
- (2) 現場施工着手日から28日分の休日の取得計画について、その計画の開始の日前までに休日取得計画書（様式1。次項第1号において「計画書」という。）を提出し、発注者の確認を受けること。
- (3) 対象期間中、モデル工事であることをPRする掲示図（様式3）を

工事現場に設置すること。

3 発注者及び受注者は、対象期間においては、次に掲げるとおりに対応するものとする。

(1) 受注者は、翌28日分の休日の取得計画について、その計画の開始の日の7日前までに計画書を提出し、発注者の確認を受けなければならない。ただし、28日に満たない最終の期間は7日ごとに発注者の確認を受けなければならない、7日に満たない最終の週は対象期間から除くものとする。

(2) 受注者は、休日の取得計画の期間の終了後、休日取得実績書（様式2。次項第1号において「実績書」という。）を当該期間の終了の日から7日以内に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受けなければならない。ただし、28日に満たない最終の期間は、7日ごとに確認を受けなければならない。

(3) 受注者は、天候の影響、地元対応等により現場閉所日の振替を行う場合は、事前に工事記録を提出し、発注者の承認を受けなければならない。ただし、天候の急変、緊急工事等の急を要する場合には、事後の報告とすることができる。

(4) 発注者は、現場閉所日に作業が生じるような指示を行わないとともに、受注者からの協議等には速やかに対応するよう努めるものとする。

(5) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導していかななければならない。

4 発注者及び受注者は、現場施工完了時には、次に掲げるとおりに対応するものとする。

(1) 受注者は、現場施工完了日以降3日以内に、対象期間全ての実績書及び休日取得実績書【集計表】（様式2-2）を発注者に提出するとともに、作業日報、出勤簿等を提示し、休日の取得実績について確認を受けなければならない。

(2) 発注者は、現場閉所の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について、必要となる精算変更の契約を行うものとする。

5 受注者は、降雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場閉所がある場合は、現場閉所が確定した段階で、速やかに監督員に対し、振替作業日の予定も含めて報告しなければならない。

(アンケート調査)

第8条 受注者は、現場施工完了日から工事検査日の3日前までに、別に定めるアンケート調査に回答するとともに、下請負人に対しても回答するよう指示しなければならない。

(工事成績評定における加点)

第9条 発注者は、工事成績評定においては、現場閉所の達成状況に応じて、次のとおり加点を行う。

現場閉所の達成状況	発注者指定型	受注者希望型
4週8休以上	2点	2点
4週7休以上4週8休未満	—	1点
4週6休以上4週7休未満	—	0.5点

※ 加点は評価項目「創意工夫」で行うため、実際の工事成績評定における加点は得点に0.4を乗じて得た点数となる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に発注する工事について適用する。

別紙（第4条関係）

入札公告及び特記仕様書への「週休2日制モデル工事」である
旨の明示方法の例

< 入札公告 >

1 入札対象工事

(7) その他

本工事は、桶川市土木工事における「週休2日制モデル工事（※型）」の試行
対象工事である。

（※ 発注方式により、「発注者指定型」又は「受注者希望型」を記入する。）

< 特記仕様書 >

週休2日制モデル工事

本工事は、桶川市土木工事における「週休2日制モデル工事（※型）」の試行対象工
事である。

試行の実施は、桶川市土木工事における週休2日制モデル工事試行要領によるもの
とする。

（※ 発注方式により、「発注者指定型」又は「受注者希望型」を記入する。）